第１号議案

２０１６年度運動方針（原案）

＜まえがき＞――　後日文章挿入

＜取り巻く情勢＞

方向違いの政策運営

国の政策運営の方向違いが、多くの国民の暮らしから夢や希望を奪い取っています。囲碁でいうなら、大切な局面で打たなければならない「石の方向」が違っているのです。とりわけ安倍政権の発足以来、特定秘密保護法の制定や武器輸出三原則の事実上の解禁、報道機関に対するあの手この手の干渉と介入、そして、自衛隊の海外での武力行使に道を開いた集団的自衛権の行使容認を柱とする日米安全保障関連法の強行可決など、など。国民の暮らしを置き去りにした政策運営の方向違いは数えあげればキリがありません。

なかでもいま、最も身近で大切な年金・医療・介護を柱とする社会保障制度が先細りさせられ、危機にさらされています。安倍政権は、その最大の要因は人口の高齢化による財源不足だとしています。しかし、その背景にはもう一つ、私たちがどうしても見過ごしてはならないことがあるのです。それは、歴代自民党政権、自・公政権が押し進めてきた雇用・労働法制の緩和・改悪によって、不安定雇用、低賃金労働者が激増していることです（下表参照）。むしろ、そのことこそが少子・高齢化を加速させ、社会保障財政のみならず、中央・地方の財政をも低迷・圧迫している最大の要因だといっても過言ではありません。

非正規労働者数の推移　　　　　　　（単位万人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ２００７年 | ２００９年 | ２０１１年 | ２０１３年 | ２０１５年 |
| 非正規 | １，７３５ | １，７２７ | １，８１１ | １，９０６ | １，９８０ |
| 正　規 | ３，４４９ | ３，３９５ | ３，３５２ | ３，２９４ | ３，３０４ |
| 合　計 | ５，１８５ | ５，１２４ | ５，１６３ | ５，２０１ | ５，２８４ |
| 非正規率 | ３３．５％ | ３３．７％ | ３５．１％ | ３６．７％ | ３７．５％ |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　資料＝厚生労働省

社会保障に欠かせない雇用の安定

人口の高齢化が進めば、年金・医療・介護などの費用がかさむのは避けられないことです。わが国が急速に高齢化社会に向かっていることは、２０年以上も前から関係者ならずとも多くの人の知るところでした。それを見越して、だれもが安心して老年期を迎えることができる社会保障制度を維持・継続させて行くには、何をおいても雇用の安定が重要であることは言うまでもありません。

しかし歴代自民党政権や自・公政権は、雇用安定のための政策に力を入れるのではなく、反対に労働基準法や労働者派遣法の緩和・改悪を推し進め、不安定雇用労働者、低賃金労働者を増やし続けてきました。

安倍政権はその延長線上で、「日本を企業が世界で一番活動しやすい国にする」として、昨年の通常国会では生涯派遣につながる労働者派遣法の改悪を強行し、そしていままた、残業代ゼロ労働や労働者の金銭解雇を可能にする労働法制の改悪を目ろみ、人件費の抑制・削減を求める産業・企業にとって、さらに使い勝手の良い法律に変質させようとしています。こうした筋違い、方向違いの政策運営が社会保障制度を先細りさせ、揺るがす結果となっています。

被用者保険にも入れない労働者

「少子化だ、人手不足だ」などと言われながら、安定した仕事に就くことのできない若者は、まだまだ増え続けるでしょう。税金や社会保険料は上がっても、それに見合うだけの賃金は上がらない。非正規といわれる多くの労働者は雇用が安定せず、低賃金なだけでなく、医療保険、厚生年金保険などの被用者保険にも入れてもらえないのです（下表参照）。

各種制度の適用状況（２０１５年度）　　　資料＝厚生労働省

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 雇用保険 | 健康保険 | 厚生年金 | 退 職 金 | 賞与支給 |
| 正　社　員 | ９２．５％ | ９９．３％ | ９９．１％ | ８０．１％ | ８６．１％ |
| 非正規社員 | ６７．７％ | ５４．７％ | ５２．０％ | ９．６％ | ３１．０％ |

私たちが「基礎年金」とよんでいる厚生年金の一階部分。これは２０歳～５９歳までの国民に加入が原則的に強制されている「国民年金」です。国民年金加入者は昨年末現在１８０５万人。受給額は４０年加入満額で月額６万５０００円です。しかし、現在の受給者の全国平均は５万４０００円。これに対して、６５歳以上の高齢者の衣食住にかかる支出は、一人暮らしの場合、全国平均で月額約７万１０００円です。このように、国民年金だけでは老後の生活を支えることは困難なのです。その結果、このままでは非正規と呼ばれる労働者の約半数は、将来、生活保護に頼らざるを得なくなるとみられています。

記録更新続ける生活保護受給者

昨年の全国の生活保護受給者は、月平均で１６０万世帯２１７万人でした。

受給者数は１９９６年以降、毎年、過去最高記録を更新し続けています。人口の高齢化による増加もありますが、近年では不安定雇用と低賃金で、２０代、３０代の若年世代の受給者も増えてきています。このこと一つを見ても、貧困層が確実に拡大・定着し、格差が広がってきていることは明らかです。

いま、「子供の貧困」が大きな社会問題になっています。６人に１人の子供が学校の給食費さえ払えない貧困状態に置かれているといわれ、わけても、ひとり親の子供の貧困率は５０．８％に達しています。意欲や能力はあっても、貧困から抜け出せないために社会に参加できない人、排除される層が構造的に再生産される社会になりつつあるといっても過言ではありません。

「企業は減税・庶民は増税」

政府・与党は、来年４月の消費税引き上げを前に、２０１５年、１６年と連続で法人税の実効税率を引き下げ、再来年（２０１８年度）の引き下げまで決めています（下表参照）。国の財政状況からすれば、１％で５０００億円といわれる法人税を減税する余裕などまったくないはずです。法人税減税と消費税増税のこれまでの経緯を見れば、法人税減税による減収分は、消費税によって穴埋めされていることは明白です。

さらには、東日本大震災や福島第１原発事故からの復旧・復興について、いまだ被災者の８割近くが不十分だと感じている中で、庶民にかかる震災復興特別所得税２･１％を２５年間、住民税１０００円を１０年間の上乗せしたまま、３年間実施するとしていた特別法人税１０％の上乗せだけは、１年前倒しでやめてしまいました。しかも、復興特別税が具体的にどのような事業に使われているのか不透明なままです。裏返してみれば、それらはすべて「税金や社会保険料は取りやすいところから取る」という政府・与党の一貫した姿勢であり、まさに「企業は減税、庶民は増税」なのです。

法人税実効税率の引き下げと消費増税の推移（国税・地方税）

１９８４年＝４３・３％

１９８８年＝４２・０％

１９８９年＝４０・０％（消費税３％導入）

１９９０年＝３７・５％

１９９８年＝３４・５％（９７年に消費税５％に引き上げ）

２０１５年＝３２．１１％（２０１４年に消費税８％に引き上げ）

２０１６年＝２９．９７％

２０１８年＝２９．７４％（国税のみなら２３．２％）

（２０１７年に消費税１０％に引き上げ予定）

社会保障にしわ寄せされる「軽減税率」

また、政府・与党は、来年の消費税引き上げに向けて、自民党と公明党の協議による「軽減税率」の実施を決めています。軽減対象は「酒類と外食を除いた食料品」と週２回以上発行の新聞で、総額約１兆円の財源が必要だと言います。政府・与党はそのうちの約４０００億円は確保していると説明しています。

議論の焦点はもっぱら適用対象品目の線引きに目を向けさせられていましたが、実際はもっと重要な問題があるのです。それは、この軽減税率の導入で減収となる１兆円は、間違いなく社会保障費にしわ寄せされるということです。

そもそも、政府・与党がすでに確保しているという４０００億円も、民主党政権時に民主・自民・公明が消費税１０％への引き上げに向けて、低所得者対策として検討することを約束した「給付付税額控除」とともに、医療・介護・保育などの費用負担の軽減に向けた「総合合算制度」の導入のために確保したものです。

社会保障費の自然増は年間で８０００億円から１兆円といわれています。政府・与党は、今後これを５０００億円以内に抑えるとしています。そうなれば、年金・医療・介護などの各種給付やサービスが抑制・削減されることは必然です。自・公合意による軽減税率の導入と、参議院選挙前に今年に限って３万円を支給するという「低所得高齢者臨時給付金」は、自民党と公明党の合作による露骨な選挙対策だといっても過言ではないでしょう。

実感伴わないアベノミクス「三本の矢」

安倍総理は昨年９月、「新三本の矢」なる政策目標を発表しました。「希望を生み出す強い経済政策」「夢を紡ぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」の三つです。「アベノミクスによる成長のエンジンをさらにふかし、その果実を国民一人ひとりの安心、将来の夢や希望に大胆に投資する考え」だとして、「１億総活躍社会」に向けて力強く推進するというのです。しかし「希望を生み出す強い経済対策」では、２０２０年ころにはＧＤＰ（国内総生産）を６００兆円にするというのですが、そのためには名目３％の経済成長が必要です。政府（内閣府）の試算でも０．５％程度にしかならず、実質２％、名目３％の経済成長率は実現不可能な数字といえます。

「夢を紡ぐ子育て支援」では、人口１億人を維持するために出生率１・８を目指すとしています。しかし現在の１．４程度の出生率にしても、さまざまな施策を総動員しての結果です。どのような施策で１．８に引き上げるのか具体策を示していません。そして「安心につながる社会保障」では介護離職ゼロを掲げています。２０２０年代初期には団塊の世代が一斉に７０歳代後半から８０歳代に突入します。介護離職ゼロにするには施設の増設や拡充が求められ、政府がいま進めている「自宅を拠点とした地域包括ケアシステム」と矛盾します。また、たとえ施設の増設や拡充が進んだとしても、介護従事者の賃金をはじめ、あまりにも低い労働条件を放置したままでは、必要に見合うだけの担い手を確保することは困難です。

安倍総理は２０１４年にも「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」を発表しています。「旧三本の矢」といわれるものです。しかし多くの国民にとっては、新・旧三本の矢を通じて「アベノミクスによる成長のエンジン」など実感できるものは何もありません。むしろ、日銀のマイナス金利政策によって、ただでさえ低い預金金利が限りなくゼロ金利に近づき、銀行利用者に対する手数料の導入や値上げを検討するなど、国民生活に負の影響をもたらしつつあります。

閣僚や国会議員の不祥事がとまらない

閣僚を含む自民党国会議員の不祥事や不適切発言が相次いでいます。千葉県の建設会社から１２００万円もの現金や接待を受けていたとされる「口利き疑惑」で大臣を辞任した甘利前経済財政担当大臣。福島原発事故による放射能除染に関する長期努力を、国が「年間１ミリシ－ベルト」と定めたことについて、「１ミリシーベルトには何の科学的根拠もない」と発言し、その後陳謝、撤回した丸川環境大臣。高市総務大臣は衆議院予算委員会で「放送局が政治的公平性を欠く放送を繰り返した場合には、電波停止を命じる可能性もある」と安倍内閣のマスメディア介入に輪をかけての恫喝発言です。また、島尻安伊子沖縄北方担当大臣は閣僚後の記者会見で、「歯舞」という字が読めず秘書に助けを求める始末。閣僚ではありませんが丸山和也参議院議員は、アメリカのオバマ大統領を「奴隷の血を引く黒人が米国大統領になった」「日本がアメリカの５１番目の州になれば、集団的自衛権も日米安保条約も問題にならない」と差別的発言だけでなく、売国奴的発言さえ発しています。そのほかにも不透明な政治資金処理を指摘されて辞任した３人の閣僚（西川公也農水大臣、小渕優子経済財政担当大臣、松島みどり法務大臣）をはじめ、不祥事・不適切発言のオンパレードです。こうした不祥事や不適切発言は、国会での絶対多数に慢心し、「閣僚や国会議員としての自覚や責任感が欠如している証拠」との指摘も的外れではないでしょう。

極め付きは「GPIFと憲法改正」

しかし、何といっても極め付きは、安倍総理の二つの発言です。２月１５日、衆議院予算委員会でＧＰＩＦ（年金積立金管理運用独立行政法人）の年金積立金運用に関する民主党議員の質問に対し、「株価下落で年金（積立金）運用が想定を下回る状況が長期に続いた場合、将来的に給付額を減額する可能性はある」と答弁したのです。国民の年金積立金は、一昨年までは比較的安定している国債を主軸に運用されていました。しかし、安倍政権は景気対策として株価を高値維持させるために、２０１４年１０月から、おおよそ１４０兆円ともいわれる積立金の５０％を上限に、リスク性の高い株式投資に切り替えたのです。これには多くの国民が運用損失による目減りを懸念し反対していますが、やはり失敗したときにはだれが責任を取るでもなく「年金を減額する」というのです。まさに語るに落ちたのです。

そして３月３日の参議院の予算委員会では、「首相在任期間中に憲法改正を成し遂げたい」と明言しています。安倍総理の自民党総裁任期は２０１８年９月までです。自民党が２０１２年に取りまとめた「憲法改正草案」は、第９条に国防軍の保持を明記し、政権の思惑次第で民主主義・立憲主義が否定されることになりかねないなど、問題の多い内容になっています。

国政選挙勝ち抜き政治の流れを変えよう

また、安倍総理は３月４日唐突に、沖縄・普天間飛行場の移設に関する裁判所の和解勧告を受け入れ、円満解決に向けて沖縄県と協議し、その間は辺野古の埋め立て工事を中断すると発表しました。その一方で「普天間飛行場の全面返還には辺野古への移設が唯一の選択肢であるとの政府の考えに何ら変わりはない」とも述べています。６月の沖縄県議会議員選挙、７月の参議院選挙を意識し、何が何でも辺野古移設を強行しようとする安倍政権への批判の高まりをかわそうとする意図が透けて見えてくるようです。

だれもが反対できないきれいごとを、さながら自らの政策であるかの如く言葉巧みに並べ立て、野党からの批判や追及に対しては、あたかも実現に向かって進んでいるかのように、攻撃的な口調で強弁し続ける安倍総理の政治手法。筋違い、方向違いの政策運営が勤労国民、わけても高齢者、社会的弱者の暮らしを疲弊させ、民主主義・立憲主義を揺るがし、社会保障制度を先細りさせているのです。

勤労国民の暮らしを守り、だれもが生き生きと安心して老年期を迎えることができる社会にするために、目前の参議院選挙、衆議院選挙で自民党の議席を一つでも多く減らして、政治の流れを変えなければなりません。

２０１６年度の主要な活動

Ⅰ．社会保障制度改革に向けた取り組みについて

１．政策・制度要求運動の一層の前進に向けて

（１）政策・制度要求運動の進め方については、定期総会で決定する「年度要求」と通常国会に向けた「季節要求」として運動展開します。とくに、春の通常国会に向けた「季節要求」が必要な場合は、至近の幹事会で確認・決定して行います。なお、日程の関係などで緊急やむをえないときは、三役会の承認を経て行います。

（２）要求実現に向けて、政府関係省庁ならびに政党要請などを行います。同時に、地方退職者連合の協力を得て、地方自治体に対する要請行動を実施します。

（３）必要に応じて集会や国会請願、国会傍聴など、可能な限りの運動を工夫しながら取り組みを進めます。

２．連合と連携した運動

（１）退職者連合の要求策定に当たっては、連合との齟齬をきたさないよう、引き続いて必要な調整を行いながら進めます。また、地方自治体に対する要請行動は、可能な限りそれぞれの地方連合との連携を密にして行うよう努めます。

（２）連合の政策関係会議・委員会等への出席

昨年度に引き続き、連合の政策関係会議・委員会等にオブザーバー出席す

るとともに、関係する諸活動に参加・協力します。

（３）大衆行動等への積極参加

連合が行う政策・制度要求等の集会・大衆行動には、中央・地方を通じて

参加・協力します。

３．協力政党との連携強化

要求実現に向けて、民主党、社民党などとの一層の連携強化に努めます。

Ⅱ．組織拡大・強化、運動関係について

1.中期目標１００万会員の実現に向けて

2012年に策定した「組織拡大・強化アクションンプラン」によって本年度から第3次プラン（2016年7月から2018年6月まで）がスタートします。第３次プランでは「退職者連合300万会員」に向けた組織拡大の取り組みとして

「新たな拡大目標を設定する」となっていますが、中期目標が達成されていないため、引き続き「100万人会員」実現に向けて取り組みます。

２．「１０００万連合」に向けた取り組みとの連携

　　連合の「1000万実現プラン」では、中・長期での集中実行期間として1016

年～2018年までを定めて「組合員範囲の見直し～友の会構想～の具体化」を

あげており、その中で「（退職者連合の）連合への結集に向けた各種課題の整

理と実現に向け具体的行動に取り組む」としています。これを受けて連合との

対話、連携をさらにはかっていきます。

３.現退対話や現退連携への取り組み

退職者組織の強化・拡大に向けては、現職の連合構成組織や地方連合会との現退対話、現退連携を進めます。

４．「組織強化拡大推進委員会」等の機能の強化

産別・関連退連・地方退連に設置した「組織強化拡大推進委員会」等の機能

を強化しながら進めます。

５．地方連合会役職員ＯＢの組織化

　　「連合本部退職者の会」の退職者連合加入に伴い、地方連合会の退職役職

員を対象とした組織の立ち上げについて、地方退職者連合と地方連合会との

対話を通じ条件の整ったところから組織化の検討に入ります。

６．連合との連携

連合の定期大会、中央委員会、中央執行委員会への活動報告を行います。また中央執行委員会、組織委員会、組織拡大・強化小委員会等にオブザーバー出席します。

Ⅲ．組織の強化と機構改革について

１．組織強化への日常的な取り組み

組織の強化と機構改革については日常的に取り組みを進めます。とくに、

改定された退職者連合の規約・規定等に基づいて組織の強化など、改革をさらに進めます。

２．地方退職者連合の地域・地区組織の設置拡大の取り組み

　　改定・退職者連合規約に基づき地方連合会と連携して、地方退職者連合の

地域または地区組織の設置、拡大を進めます。

３．４つの“お達者づくり”の活動の推進

会員の生きがいづくり、健康づくり、仲間づくり、社会貢献（ボランティ

ア活動）など４つの“お達者づくり”の取り組みを推進します。また内閣府

の生きがいづくり推進事業である「平成29年度エイジレス・ライフ実践事例

及び社会参加活動事例」への会員（個人・団体）の推薦を行います。

４．２０１６年度の組織拡大アンケート調査の実施

　 ２０１６年度の組織拡大アンケート調査を実施します。

Ⅳ．男女平等参画による運動の拡大について

１．退職者組織への女性の参加拡大

中央・地方を通して、退職者組織への女性の参加拡大を進めると共に、引

き続き役員のなり手の発掘を行います。また、中央・地方の構成組織にも「男女平等参画委員会」の設置を促すなど、日常活動における女性の参加・参画の機会を広げます。

２．低所得高齢単身女性問題への取り組み

　　学習会等を通じて低所得高齢単身女性にかかわる問題点を整理し、関係省

庁、自治体要請を行うなど、その改善に向けた運動に取り組みます。

３．女性を取り巻く総合的な問題へのアプローチ

　　低所得高齢単身女性問題のみならず、とくに高齢女性の社会参加の問題や生活上の問題などについて学習し、運動へつなげていくよう努めます。

Ⅴ．労働者自主福祉運動との連携強化について

労働金庫や全労済は労働者の手によって作られた、労働者のための福祉事業体です。退職者連合は、労働金庫、全労済の事業活動に積極的に協力し、あらゆる機会を通じて応援していきます。また、地方・地域で連合・労福協・労働金庫・全労済などが主体となって行っているライフサポートセンターの活動にも可能な限りかかわって行きます。

Ⅵ．国民的運動課題への取り組みについて

１．大震災・原発事故からの復興を求め、風化させない運動

　　　２０１１年３月１１日に発生した東日本大震災から５年が経過しました。

震災や原発事故で自宅を失い、仕事を失い、ふる里を失った人々の多くは、いまだ展望の見えない暮らしの中で苦しみ喘いでいます。退職者連合は、そうした人々が一日も早く元通りの生活を取り戻すことができるよう国の迅速な施策を求め、監視し続けるとともに、全国高齢者集会などを通して、風化させない取組みを続けます。

２．平和・人権・環境を守る運動

（１）太平洋戦争において日本で唯一の地上戦となった沖縄、広島・長崎への

原爆投下、街が焦土化した東京、大阪、横浜大空襲など、会員の多くは

悲惨な戦争を体験しました。だからこそ戦争を知らない世代に語り継ぎ、

風化させないよう“語り部”として継承していくことが大切です。世代を

超えた平和を守る運動に取り組みます。

（２）立憲主義を守り、日本国憲法第９条ならびに第９６条の改悪に反対しま

す。

（３）憲法違反、立憲主義を無視して強行成立された「安保関連法」の廃止を

　　目指します。

（４）連合が取り組む「沖縄、広島・長崎、根室」の４つの平和行動に現退一

致の立場から、中央・地方での参加に努力します。

1. 「沖縄」は、米軍基地の整理・縮小と日米地位協定抜本改定への取り組み。
2. 「広島」と「長崎」は、核兵器廃絶と世界平和の実現の取り組み。
3. 「根室」は、北方領土４島返還実現の取り組み。

（５）尖閣列島、竹島等の問題については、日本の主張を明確にしたうえで、

外交による平和的解決を図るよう連合と連携して取り組みます。

（６）沖縄の米軍普天間基地の即時閉鎖を求めると共に、辺野古への新基地建

設に反対します。

３．「社会的共感を得られる運動」への取り組み

（１）カジノ賭博合法化に反対する運動

　　　「一獲千金を夢見てギャンブル依存症になり、まともな市民生活ができなくなる」―そんな人間が増えれば増えるほど儲かるビジネス。退職者連合は、引き続きカジノ賭博合法化に反対する市民団体などと協力し、合法化阻止に向けた取り組みを進めます。

（２）「オレオレ詐欺」など特殊詐欺根絶に向けた運動

　　　高齢者が標的にされ、高額被害が後を絶たない「オレオレ詐欺」「お母さん助けて詐欺」などの特殊犯罪をなくすため、引き続き警視庁などと協力し取り組みを進めます。

（３）公正な税制で社会保障の充実をはかる運動

　　　退職者連合が参加している「公正な税制を求める市民連絡会」を通じて、不公平税制是正のための運動を進めます。

（４）不招請勧誘・販売規制強化への取り組み

　　　　高齢者や初期認知症患者などに多くの被害をもたらしている不招請勧誘・販売に対する法的規制の強化に向けて、引き続き商団連、日弁連などと連携した取り組みを行います。

Ⅶ．政治の流れを変える闘いについて

　　　政治の流れを変えるため、参議院議員選挙、衆議院議員選挙の勝利に向けて、連合との連携を強固にして闘います。

Ⅷ．情報・宣伝活動の充実について

１．退職者連合本部ホームページの充実

（１）使い勝手のいいＨＰにするため、さらなる内容の充実と即効性のある更新をはかります。

（２）ＨＰの閲覧、活用の周知徹底をはかります。

（３）構成組織の機関紙・誌用として写真やデータのサービスを行います。

（４）構成組織が発行する情宣紙から得られた各組織の活動状況や情報のうち、特徴的なものを全組織に提供にし、運動の共通認識をはかります。

２．機関紙「ふれあい情報」の発行

引き続きタイムリ－な発行に努めます。

Ⅸ．主要な会議・集会等の開催予定について

１．201５年全国高齢者集会

　と　き　２０１６年９月２８日（水）１３：００（集会後デモ行進予定）

　ところ　東京・文京シビックホール

２．地方組織代表者会議

　　　と　き　２０１６年９月２９日（木）９：３０～１１：３０

　　　ところ　ホテルルポール麹町

３．全国事務局長会議

　　　と　き　２０１７年２月１５日（水）１３：００～１６：３０

　　　ところ　連合会館３階会議室

４．政策・制度要求実現に向けた２・１６院内集会（仮称）

と　き　２０１７年２月１６日（木）１０：００～

　　　ところ　参議院議員会館（予定）

５．全国組織代表者会議

　　　と　き　２０１７年７月１３日（木）　１３：３０～

　　　ところ　連合会館３階会議室

６．第２1回定期総会

　　　と　き　２０１７年７月14日（金）　０９：００～

　　　ところ　連合会館２階大会議室